

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成26年7月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地 区 名	工事完了年月日
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	大木地区	平成26年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	東側地区	平成26年1月14日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	奥池地区	平成26年3月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	田井地区	平成26年2月14日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	樋壺地区	平成26年2月7日
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	片山地区	平成26年2月8日
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	出作10号地区	平成26年2月24日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	観音寺池地区	平成25年1月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	高木地区	平成26年2月17日
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	信末地区	平成26年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	岩鍋池地区	平成26年2月24日